

英国におけるボランティアセクター
—自治体との新たな連携へ向けて—

財団法人自治体国際化協会

(ロンドン事務所)

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| はじめに | |
| 概要 | i |
| 第1章 英国のボランティアリズム | 1 |
| 第1節 ボランティアの定義 | 1 |
| 第2節 英国のボランティアリズムの現状 | 1 |
| 第2章 英国のボランティアリズムの歴史 | 3 |
| 第1節 創設期 | 3 |
| 第2節 産業革命前後 | 3 |
| 第3節 福祉国家創設以降 | 4 |
| 第4節 近年の動向 | 4 |
| 第3章 英国のチャリティー団体について | 6 |
| 第1節 英国のチャリティー団体 | 6 |
| 第2節 1992年チャリティー法 | 6 |
| 第3節 税制上の優遇措置 | 7 |
| 第4章 パートナーシップ | 8 |
| 第1節 パートナーシップ | 8 |
| 第2節 パートナーシップに関する協定 | 9 |
| 第5章 パートナーシップの事例 | 12 |
| 第1節 エイジコンサーン | 12 |
| 第2節 エイジコンサーンレスター | 15 |
| 第3節 パートナーシップの事例分析 | 22 |
| 第6章 パートナーシップの利点と今後の課題 | 24 |
| おわりに | 27 |
| 参考文献 | 28 |

概 要

このレポートは、まず第1章で、「ボランティア」という言葉の定義について紹介している。しかし、ボランティア団体を民間の非営利団体として、①非営利性を持つ、②非政府組織である、③ボランティアが存在する、④当該団体独自の規則を持つ、⑤利益配当がない等と定義できるものの、各国の多様な状況を反映した定義を見つけだすまでには至っていない。また同章では、英国のボランタリズムの現状を簡単にまとめている。英国には約50万のボランティア団体があり、ボランタリーセクターの総支出は134億ポンドに達する。1990年代に入ってから、予算規模1,000万ポンド以上の大規模ボランティア団体の数が増える等、英国のボランタリーセクターは成熟段階に達しつつある。

第2章では、英国のボランタリズムの歴史的変遷を述べている。英国のボランタリズムは16世紀にまで遡ることができるが、その大きな転機となったのが産業革命である。同革命により急激に貧困層が増大したのを受け、当時の政府はチャリティー団体に関する法体系を整備するとともに、自助努力重視の「新救貧法」を制定した。これらの政治的動きと各団体の活動により、ボランティア団体は社会で定着することに成功した。第2次世界大戦後には、当時の福祉国家政策の影響を受け、数多くのボランティア団体が設立されるとともに、一部の大規模な団体は政府の福祉政策に対する圧力団体としての役割を担うようになった。更に、1990年代以降、高齢者介護の分野を中心にボランタリーセクターが行政機関に代わってサービスの提供を行う状況が生まれてきている。

第3章では、英国のボランタリーセクターの特徴でもある、チャリティー団体についてその現状や法的側面を紹介している。チャリティー団体とは、チャリティー法で規定されている団体を指し、その目的として①貧困者、身体障害者、高齢者の救済、②教育、③宗教、④その他の地域社会の利益に係るものが挙げられる。また同法によりチャリティー団体はチャリティー委員会（Charity Commission）の監督を受ける義務が課せられている。同委員会は、イングランドとウェールズのチャリティー団体を管轄しており、その設立の認可、登録、監視等を責務としている。この一方で、チャリティー委員会に登録したチャリティー団体は、各種の税制上の優遇措置等を享受することができ

る。

更に第4章では、ブレア労働党政権により地方行政の中で積極的にその構築が求められている「パートナーシップ」について述べている。まずその趣旨であるが、質の良いサービスを提供するためには、必ずしも地方自治体自らが直接公共サービスを提供する必要はなく、他のセクターが提供するサービスを購入したり、あるいは他のセクターと協同したりしてサービスを提供すべきだということであり、1990年代以降中央及び地方政治の様々な分野で具体化されている。現在、政府や地方自治体のパートナーとしては、民間企業等のプライベートセクターに加え、ボランティアセクターが大きな役割を果たしている。更に政府はこの動きを加速するために、政府及び地方自治体とボランティアセクターのパートナーシップの具体的指針となる「中央協定」と「地方協定」を策定した。特に後者の「地方協定」は、パートナーシップの円滑な推進のための必要事項や、地域社会の参加を促すための各パートナー間、また外部利害関係者との責任関係等を規定しており、今後の地域社会でのパートナーシップ構築に大きな役割を果たすことが期待されている。

続く第5章では、パートナーシップの事例としてエイジコンサーンを紹介している。エイジコンサーンは高齢者に直接サービスを提供する団体としては英国最大規模の団体で、英国全土でその支部数は1,400を超え、4,800人の職員と25万人のボランティアを抱えている。同団体の活動目的は、①高齢者問題についての啓蒙活動を通して高齢者の生活の質の向上を図る、②高齢者及び介護者に情報や助言を提供する、③高齢者の要望や効果的な介護のあり方等について調査をする、④高齢者に関する政策を作成し、その実現のためのキャンペーンや政府への働きかけを行う、であり、特に最近では政府の社会福祉政策への関与が深まってきている。一方、各支部であるが、これらは独立した組織であるため、各組織が独自の政策と戦略を立ててそれを実行に移しており、その1例としてエイジコンサーン・レスターの業務内容や組織構成、ボランティアに関する様々な問題点等を述べている。特にレスター市とのパートナーシップの観点からエイジコンサーン・レスターの活動内容を概観している。

最後に第6章では、パートナーシップの利点と今後の課題を簡潔にまとめている。利点としては、より良い行政サービスをより安く地域住民に提供できる点や専門性を生かしたボランティアセクターによる革新的な新しい施策の実施が挙げられる。一方で今後の課題として、

地方協定が求めている理想的なパートナーシップの構築の難しさを挙げることができる。

しかしながら、今日の英国内での様々な状況を踏まえると、パートナーシップの構築は不可欠であり、その担い手としてボランティアセクターの役割が増していくのは明白である。一方日本でも平成7年1月17日の阪神・淡路大震災以後、ボランティア活動の機運が著しく高まり、平成10年にはNPO法の制定にまで至った。更に、平成12年度からの介護保険の施行に伴い、そのサービス提供媒体としてボランティアセクターへの関心はより高まっているのが現状である。こうした中、ボランティアセクターの先進国の1つである英国の法制度や各団体の活動状況等を参考にすることは、近い将来、日本でもボランティア団体が社会システムの中に根付き、公共部門と対等なパートナーシップを構築するのに大いに参考になるのではないかと考えられる。

なお当レポートの題名でも使用している「ボランティアセクター」という言葉は、ボランティア団体等の、社会生活の改善のために自発的かつ無償に様々なサービスを提供する集団の総称であり、日本では「ボランティアセクター」という言葉も使われている。

第1章 英国のボランティアリズム

第1節 ボランティアの定義

「ボランティア」(Volunteer)という言葉は、16世紀に自警団を指して使われたのがその最初だと言われる。その後、この言葉は社会状況の変化やその活動の内容により広い文脈で使われるようになった。一般的には、社会をより良くしていくため自分の技能と時間を自主的に(voluntarily)無報酬で提供する人々のことをいうとされる。¹

もちろん、ボランティアをする人々の理由は様々である。非営利活動に従事することにより得られる満足感、活動により得られる技能や経験を重視する人もいる。また、ボランティアに類似する概念として「チャリティー」という概念がある。これは英国で16世紀以降使用されてきた概念であり、通常、チャリティー法で規定された登録慈善団体を指す。英国では、このチャリティーが今日のボランティアに関する概念の形成に大きな関わりを有している。

ボランティア団体とは、民間の非営利団体を指す。すなわち、①非営利性を持つ、②非政府組織である、③ボランティアが存在する、④当該団体独自の規則を持つ、⑤利益配当がない等と定義できる。この定義は広く、日本のNPO法で規定される「特定非営利活動法人」(NPO: Non-Profit Organisation)もこれに含まれる。なおアメリカのジョンホプキンス大学を中心にNPO研究が展開されているが、各国の多様な状況を反映している、統一された定義は未だ作り出されていない。²

第2節 英国のボランティアリズムの現状

英国には約50万のボランティア団体があり、ボランティアセクターの総支出は134億ポンド(1ポンド200円として2兆6800億円、2002年2月現在)である。しかしながら、10億ポンド以上の収入が内部資金として団体から団体へ流れており、二重にカウントされているとも言われる。³ボランティアセクター全体の収入の約90%は、その数が1割に満たない大規模チャリティー団体の収入である。特に1990年代に予算規模1,000万ポンド以上の大規模ボランティア団体の数が増えたのだが、これはボランティアセクターが成熟段階に達した兆

¹ 「現代用語の基礎知識」自由国民社 2002年版

² NPOとは組織の非営利性に注目した用法で、組織の非政府性に注目すると「非政府組織」NGO(Non-Governmental Organisation)となる。(参照：NPO NGOガイド 自由国民社2001年)

³ 全国ボランティア団体協議会(National Council for Voluntary Organisation:NCVO)理事のスチュワート・エベリントン氏とのインタビューによる。

候とも考えられる。

ボランティアセクターの収入のうち中央及び地方政府からの補助金が約 13%、サービス提供等による自団体の活動による収入が約 34%、個人献金が約 14%、企業からの献金が約 3.5%である。特に企業からの献金は近年増加しているが、まだボランティアセクターの財政に占めるその割合は小さい。

表 1 ボランティアセクターの収入 (1999 年度)

| 財源 | 収入額 (単位 100 万ポンド) | 収入に占める割合 |
|------------------------|----------------------|----------|
| 中央及び地方政府からの補助金 | 1,899 | 13% |
| 物品売買及びサービス提供等による活動収入 | 4,787 | 34% |
| 個人献金 | 1,954 | 14% |
| 企業(関連企業含む)からの献金 | 497 | 3.5% |
| その他(ボランティア団体、外国等)からの献金 | 1,273 | 9.0% |
| 遺産 | 916 | 6.5 |
| その他(利子収益等) | 2,880 | 20 |
| 合計 | 14,206 | 100% |

(出典 : The UK Voluntary Sector Almanac, Andrew Passey, Les Hems and Pauline Jas, NCVO publications, 2000)

チャリティー法に基づき、チャリティー委員会⁴に登録している団体約 18 万 8 千のうち有給のスタッフがいるのは全体の 4 分の 1 で、全体では約 485,000 人の雇用を持つ。これは英国内の全雇用の 2.2%にあたる。このうちパートタイムが 194,000 人、臨時雇用が 44,000 人である。⁵

⁴ 4 頁注 7 参照

⁵ The UK Voluntary Sector Almanac, Andrew Passey, Les Hems and Pauline Jas, NCVO publications, 2000

第2章 英国のボランティアの歴史

第1節 創設期

1597年法でチャリティーの違法行為等を調査する委員会(Commission)⁶が各地域に設置され、本来自発的な地域団体であるチャリティー団体を法制度上監査する制度が始まった。また1601年法ではパリッシュと呼ばれる教会区に貧民の救済のための「パリッシュレイト」と呼ばれる地方税の課税権が与えられた。一方で同法は、委員会に対して寄進者の意思どおりに寄付が使われているかどうかを審査する権限を与えた。更に1736年法では、遺言に基づきその血縁者がチャリティー団体に寄付ができるようになり、チャリティー団体に対する理解が広がっていった。

第2節 産業革命前後

1780年代以降、産業革命により社会が急速に発展する一方で貧困層が増大するという社会的・経済的状况を背景に、チャリティー団体が形成されるようになった。特にイングランドの産業振興地域では貧困に苦しむ人の数は急速に増え、公衆衛生、住宅及び教育等の新たな社会問題が生じてきた。これらの社会問題の中でもとりわけ、下層階級に属する民衆への教育問題への関心が強まり、その結果、チャリティー団体によって最初の大衆教育が実施されることとなった。

1818年には、国会が委員会に対して教育関係のチャリティー団体の運営について調査する権限を与え、更に1819年チャリティー団体法により、委員会の調査権限の対象は全てのチャリティー団体に広げられた。この結果、委員会はチャリティー団体の目的、資産、受託者等について調査を行うこととなったが、チャリティー団体の運営を改善する権限を持っていたのが裁判所であったため、実際には多くの成果を上げることができなかった。そこで1853年には独立した団体としてチャリティー委員会(Charity Commission)⁷が設立され、1860年には裁判所がそれまで保有していたチャリティー団体に関する管轄権のすべてがチャリティー委員会に委譲された。

1860年代にはチャリティー団体の数はロンドンだけでも640以上に上り、具

⁶ 1960年チャリティー法において、チャリティーを登録する際に認定する権限を与えられている。

⁷ 現在はイングランドとウェールズを管轄する政府機関として、チャリティーの登録、チャリティー団体に対する助言及び指導、チャリティーの活動に関する監査を行う。100%政府出資の団体で、3カ所の事務所で政府により任命される5名の委員と547人の職員が勤務する。(Charity Commission Annual Report 2000-2001)

体的には、全国児童虐待防止協会 (The National Society for the Prevention of the Cruelty to Children)、釈放囚人援護協会 (Discharged Prisoners Aid Societies)、王立視覚障害者協会 (Royal National Institute for the Blind) 等が創設された。

一方で産業革命は政府の貧民救済策に大きな変更をもたらすこととなった。つまり、貧困層の増大という社会・経済状況を背景にしたアダム・スミスやジェラミー・ベンサム等の社会経済学者による自由主義及び自助努力重視の考えに基づき、政府は 1834 年に「新救貧法」を制定した。同法に基づき、貧民は同法の対象貧民と非対象貧民とに分けられ、非対象貧民については救貧院の入居のみを救済策として提供することとなり、その結果貧民救済の予算は著しく削減された。なお、こうした中央政府の政策の転換がチャリティー団体の役割の増大に寄与したとも言うことができる。

第 3 節 福祉国家創設以降

第二次世界大戦以降の英国は、戦時中の 1942 年にベバリッジ卿によって提出されたベバリッジ報告(The Beveridge Report)の影響を受け、福祉国家としての役割を拡大していくこととなった。同レポートでは、最低生活水準の必要性とそのため年金、疾病、失業等に適用される国民保険制度の確立が提案されており、これらが後の英国での「福祉国家」の発展に大いに寄与することとなった。⁸

一方チャリティー団体に関しては 1960 年チャリティー法が制定され、チャリティー団体の資金の適正かつ有効な活用を促すことができるようにチャリティー委員会の権限が拡大された。また、チャリティー団体の資金の用途及び新規登録チャリティー団体を設立する際の内務省への報告責任が明確化された。チャリティー委員会は国内のチャリティー団体に登録の重要性について積極的な広報活動を行い、1962 年には新規登録団体数が前年の 1,182 団体から 14,000 へと飛躍的に増大した。

更に 1960 年代から 1970 年代にかけては、政府による官民挙げての福祉政策の充実を受け、ボランティア団体の活動も活発化した。この時期のボランティア団体の動きとしては、圧力団体としての政府への福祉政策充実の要求、薬物中毒者同士等による相互扶助団体の増加等があり、全国レベルでの調整団体が発展した。

第 4 節 近年の動向

⁸ Philip Gabriel and Andrew Maslen, *British Politics*, 171 頁

社会構造の変化とともに、ボランティア団体に関与する分野も大幅に変化してきている。1980年代初頭のマイノリティへの融和政策に始まり、その後の社会・経済状況の変化を経て同年代後半の地域再生や失業者対策等の社会経済政策に至るまで、ボランティア団体に関与を期待される分野は限りなく拡大した。しかし、ボランティア団体に期待される役割が大きくなっていたにも関わらず、その条件整備が進まなかった。

1979年以降の保守党政権時代は地方自治体に対する不信感が強く、ボランティア団体と地方自治体との連携が必ずしもうまくいかなかった。例えば、地方税であった非居住用資産税(Non Domestic Rate)の国税譲与税化、キャッピング制度による地方自治体の経常予算の伸び率の上限設定、強制競争入札制度

(Compulsory Competitive Tendering: CCT)による地方自治体の業務運営の統制など、政府による地方自治体に対する統制が強化された。このような結果、政府が従来提供してきた福祉サービスをボランティア団体に委託しようとしたものの、地方自治体への統制が強化されたため、地方自治体からボランティア団体へ資金の移転が進まず、ボランティア団体によるサービスの質が低下したと言われている。

1997年に政権を獲得したブレア労働党政権は「中央・地方パートナーシップ」の標語の下に地方自治体重視の姿勢を明らかにしている。地方自治体とボランティア団体の関係についても「地方協定」を提唱した。地方協定については第4章2節で考察する。

以上考察してきたように、英国のボランティアセクターはその400年の歴史の中で、様々な社会経済的状況の変化を反映して、その役割を拡大させつつ、政府の政策と調整のもと、その活動を展開してきた。その背景として、歴史に根付いたコミュニティ意識が社会的に重視され、英国のボランティアセクターの原動力となってきたことが指摘できる。

第3章 英国のチャリティー団体について

第1節 英国のチャリティー団体

英国のボランティアセクターの特徴として、チャリティー団体が社会に浸透していることを挙げる事ができる。チャリティー団体はボランティア団体の中で、特にチャリティー法 (**The Charities Act**)で規定されている団体を指す。最初のチャリティー法が1601年に制定された後、同法は長年に渡り改訂されてきた。1895年法では、チャリティー団体を①貧困の緩和、②教育の向上、③宗教、④その他の地域社会の利益に係る分野に関わる団体であると定義している。

これに対して1992年法はチャリティー団体の目的として、①貧困者、身体障害者、高齢者の救済、②教育、③宗教、④その他の地域社会の利益に係るものを限定的に列挙しており、政治的組織や構成員の利益を目的とした団体はチャリティー団体とはみなされない。また、チャリティー団体は特定政党を支持することを法律により禁止されている。

また、各チャリティー団体の理事会にあたる受託者委員会(**Trust Committee**)の理事は無償でその職務に奉仕することが法で定められている。すなわち理事は、実費以外はいかなる報酬も受けとることができず、これに違反すると背任行為となる。1992年法では、受託者委員会がチャリティー団体の全体的な統括と運営管理に責任を持つと定められており、その責任事項としては、当該団体の資金及び資産の適切な投資、管理、活用の保障等がある。⁹

このようにチャリティー団体には様々な規制が設けられており、チャリティー委員会(**Charity Commission**)¹⁰がイングランドとウェールズのチャリティー団体を監督している。同委員会は、内務省(**Home Office**)の管轄下にあるが、政治的に独立した組織であり、チャリティー団体の設立の認可、登録、監視等を行う。登録については①支部を持たない本部のみもの、②支部を有し、チャリティー団体としての登録は本部がまとめて行うもの、③本部の他に各支部がチャリティー団体としての登録を行うものの3形態がある。

なお、英国には前述したように約50万のボランティア団体があり(約400万人が従事)、そのうちの半分の約25万団体がチャリティー団体に属し、更にそのうちの約18万8千団体がチャリティー委員会に登録している。

第2節 1992年チャリティー法

現在のチャリティー団体の枠組みを規定している1992年チャリティー法は

⁹ 「Next Steps」 市民フォーラム 21、205p

¹⁰ 4頁注6参照

4部、79条で構成されている。同法第1部ではチャリティー団体を前年度の支出が5,000ポンド以上の非営利団体であると定めている。また、文書でチャリティー団体であることをチャリティー委員会に登録した団体は、税制上の優遇措置を受けることができる（次節参照）。しかしその一方で、当該チャリティー団体は、チャリティー委員会による監督と法の遵守が義務付けられる。なお、チャリティー委員会による監督は、金銭、財産及び売買に係る書類、支払いに関する事項等に及ぶ。

この他にも同法には、チャリティー団体の透明性を追求する条項が他にも見られる。第25条では、会計士若しくはチャリティー委員会に承認された外部の者による、会計報告を含む年次報告書の作成義務が規定されている。同報告書は一般への公開を求められるとともに、請求があった場合はチャリティー委員会への提出も義務付けられている。更に第26条では年次収入に関して、信託者、チャリティー団体の公的代表者の氏名、住所等の最新情報を含んだ書類の作成と、毎年会計年度終了後のチャリティー委員会への当該書類の送付が義務付けられている。

このように同法は、チャリティー団体の法律上の地位を明確にする一方で、当該団体の組織運営に関するさまざまな制約と義務についても規定している。また、チャリティー委員会による、チャリティー団体への監督権限の強化も特徴的である。

第3節 税制上の優遇措置

上述したように、チャリティー団体は法律に定められた登録をチャリティー委員会に行うことにより各種法律の規制を受けるが、一方で税制上の優遇措置を受けることができる。優遇措置には以下のようなものがある。

- ① サービスの提供及び物品の販売行為等の経済活動を通じた利益についても所得税課税の対象とならない。
- ② 法人として登録したチャリティー団体は法人税を免除される。
- ③ 特定のサービスの提供及び支出に関して、付加価値税（VAT）の納付の義務を負わない。
- ④ 給与所得者が給与から毎月一定額を登録されたチャリティー団体に寄付する場合、当該寄付にかかる部分については所得税が免除される。

上記以外の優遇措置として、チャリティー団体は自団体への寄付の額に応じて政府より助成を受けることができる。例えばあるチャリティー団体が10ポンドの寄付を受けた場合、当該チャリティー団体は政府より別に2.82ポンドの給付を受ける。

第4章 パートナースhip

第1節 パートナースhip

パートナースhipとは、ボランティアセクターが社会において大きな役割を果たす上で極めて重要な概念であり、ブレア労働党政権以降ますます重要視されてきている。その趣旨は質の良いサービスを提供するためには、必ずしも地方自治体自らが直接公共サービスを提供する必要はなく、他のセクターが提供するサービスを購入したり、あるいは他のセクターと協同したりしてサービスを提供すべきだということであり、1990年代以降中央及び地方政治の様々な分野で具体化されている。現在、政府や地方自治体のパートナーとしては、民間企業等のプライベートセクターに加え、英国ではボランティアセクターが大きな役割を果たしている。また、パートナースhipの導入により、環境・保健・住宅・福祉等の各部門において各セクター相互の調整により、従来繰り返されてきた機能の重複を避けることが可能となり、理想的な協働状態の下、各セクターが独自に実施する以上の事業成果が得られるという利点がある。

保守党時代には政府のパートナーは民間企業等のプライベートセクターに限定されていたが、労働党政権以降はパートナーとしての地方自治体の役割が見直されてきた。政府とLGA(Local Government Association、地方自治体協議会)が1997年に合意した地方レベルのパートナースhipの枠組みは下記のとおりであり、その重要性が分かる。

| |
|---|
| 1 地方レベルにおける意思決定が国家レベルの優先事項と地域社会の価値観を反映するよう配慮すること。但し、中央政府による細目にわたる指示に固執することなく、地域社会の課題に対して敏感に反応し、地域住民に対して責任を持つこと。 |
| 2 国家的経済政策に必要とされる範囲での財政支出増加に関わる事項の決定については地方自治体の裁量と地域への責任を重くすること。 |
| 3 上記2の責任を実施する際に、地方自治体の構造改革を推進し、奨励すること。 |
| 4 公共サービスを提供する際にベスト・バリュール ¹¹ を重視すること。 |
| 5 原則として地域社会に影響を与えるようなサービスの供給と意思決定は、地域の人々に最も近いレベルでなされなくてはならない。また、その際には競争性、実現性及び経済効果を考慮すること。 |
| 6 上記5に加えて、自己の利益を目的とせず、高潔公平で、責任と公開性と誠意あるリーダーシップにより、公共における生活規範を維持すること。 |

このような労働党政権の方針により、地域社会の利益を反映させていく上で

¹¹ 1980年代以降の保守党政権時代に導入されていた強制競争入札制度に代えて、労働党政権により導入された制度。地方自治体は経済性・効率性及び効果性に配慮した行政サービスに関する計画を立てる。これは外部監査を経て評価され、水準の低い地方自治体に対して政府は直接介入もできる。

は、地域社会に根付いている各種団体と地方自治体の協同によるパートナーシップの構築が重要な課題となっている。実際 1990 年代半ばには、高齢者介護の分野でサービス需要の急激な増加を背景に、いくつかの地方自治体ではボランティア団体とサービス提供に関する契約を結ぶ等、本来行政が提供していたサービスをボランティア団体が提供する状況が見られるようになった。

第 2 節 パートナーシップに関する協定

政府は、パートナーシップの推進を図るため、政府及び地方自治体とボランティアセクターのパートナーシップの具体的指針となる「中央協定」と「地方協定」を定めている。

1 中央協定

1997 年に政権を獲得した労働党政権は、スコットランド、イングランド、ウェールズにおいて協定についての協議を開始した。政府とボランティア・コミュニティセクターによる協議の後、1998 年 11 月に「中央協定」(National Compact) が発表された。中央協定は、政府とボランティアセクターのパートナーシップのあり方を示す指針であり、その概要版として以下の 4 つのパンフレットが各団体に配布されている。

- (1) 政府とイングランドのボランティアセクター及び地域社会との関係
(Compact on Relations between Government and the Voluntary and Community Sector in England)
- (2) 黒人及びマイノリティのためのボランティア団体及び地域社会組織：その先進事例
(Black and Minority Ethnic Voluntary and Community Organisations: a Code of Good Practice)
- (3) 協議及び政策評価：その先進事例(Consultation and Policy Appraisal: a Code of Good Practice)
- (4) 資金調達：その先進事例(Funding: a Code of Good Practice)

これらのパンフレットには資金調達、諮問、ボランティア等に関する基本原則が記されており、ボランティア団体が政府とパートナーシップを形成する際に役立つことが期待されている。

2 地方協定

さらに 2001 年 7 月には地方協定委員会に¹²より地方協定(Local Compact)が

¹² 中央政府、地方自治体協議会、全国ボランティア団体協議会等が参加。

発表された。同協定では地方自治体や他の公共機関と地域のボランティアセクター間の平等で効果的なパートナーシップの必要性が謳われており、地域性を重視した戦略的パートナーシップの形成が促されている。これは全てのボランティア団体及び全ての政府の部局、地方部局、外郭団体、地方自治体に適用される。

ここでは 1999 年 9 月から 10 月に実施された地方協定策定前の調査結果を紹介する。これは 246 の地方自治体¹³及び 145 のボランティア団体を対象に行われたものである。この調査によると、96%の地方自治体はボランティアセクターを今後 5 年間の主要戦略パートナーと考え、また 94%の地方自治体は積極的にボランティアセクターと協議し、積極的に参加したいと思っている。しかし、現在のところボランティア団体との関係のあり方について文書の形でまとめている地方自治体は、そのうちの 34%に限られ、またそのうちの 4 分の 3 の地方自治体はその内容の見直しを行っているところであった。地方協定のような協定を持っているのは調査対象中 10%の地方自治体のみであったが、これを持たない地方自治体の半数が 1 年以内に同様の協定を作成する計画を有していた。このような現状を背景にして、地方自治体の歓迎の下、今回の地方協定は策定されたのである。

上記の地方協定を解説している地方協定ガイド（冊子）では、パートナーシップの円滑な推進のための必要事項や、地域社会の参加を促すための各パートナー間、また外部利害関係者との責任関係等が規定されている。また、より良いパートナーシップの構築に不可欠な事項として以下の 3 つを挙げている。

- ① 地方自治体とボランティア団体との間で情報交換を活発にし、連携を強めるのに必要な時間
- ② 地方自治体とボランティア団体との間の利害を調整する能力
- ③ 協定作成等、パートナーシップを実際に動かしていく技術

この他、地方協定では各地のパートナーシップの事例について全国ボランティア協会 (National Council for Voluntary Organisation)¹⁴に登録することを勧めている。登録により各地域での公共部門とボランティア団体及び地域社会間のパートナーシップが全国的に認知され、また各地で情報交換が行われることが期待されている。これまでに 22 以上のパートナーシップが登録され、その

¹³ 1999 年現在、全 467 団体中

¹⁴ NPO の全国協議会。1919 年に設立された全国社会サービス協議会(National Council of Social Services)がその前身であり、1980 年に現在の名称に変更。約 700 のボランティア団体が加盟している。

内容はウェブサイトからも検索できる。¹⁵

以上が地方協定の概要であるが、地方自治体に対しては、パートナーシップの構築により(1)地域福祉の向上、(2)組織目的の再認識、(3)パートナーシップの円滑化、(4)外部資金の有効活用、(5) ベスト・バリューの達成が期待されている。また、パートナーシップの拡大を背景にボランティア団体への寄付が増える等、ボランティアセクター自体も拡大しつつある。今後数年間はパートナーシップを軸にした各種の施策プログラムが組まれるものと期待されている。

¹⁵ <http://www.ncvo-vol.org.uk/main/gateway/compact.html>